

杉並区会計年度任用職員（臨時）【児童指導補助】採用選考 （杉並区立児童館等アルバイト登録）募集案内

令和7年7月1日
杉 並 区

- ◆ 区立児童館（学童クラブ、子ども・子育てプラザ、児童青少年センターを含む）で働く「会計年度任用職員（臨時）」（アルバイト）を募集します。
- ◆ 応募があった方を採用候補者名簿に登録します。
- ◆ 欠員が生じた場合や新規採用が必要となったときに採用選考を実施し、採用を行います。
- ◆ 登録は、随時受け付けています。夏休み等にアルバイトを希望する方も、以下の方法で登録の申込をしてください。

※ 「会計年度任用職員（臨時）」とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員の呼称です。これまでのアルバイトの職に当たります。

1 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員（臨時） （児童館等アルバイト）	児童指導補助	（勤務条件等参照）	随時必要に応じて採用	下記参照

(2) 勤務場所

- 杉並区内の児童館（学童クラブ、子ども・子育てプラザ、児童青少年センターに配属する場合あり）

(3) 仕事内容

- 児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、勤務場所（児童館等）における日常業務の補助、児童の指導補助の仕事に従事します。
- 主な仕事内容は以下のとおりですが、具体的内容は配属先により異なります。
- 利用児童への対応（安全を守りながらの遊びの支援など）のほか、掃除等の雑用があります。また、学童クラブに在籍する特別支援児童の個々の状況に応じた安全への配慮や遊びの支援、日常生活の介助等があります。
- 事務仕事ではなく、体を動かしての仕事が中心になります。

(4) 任用期間

- 主に1か月～2か月間
 - ※ アルバイトが必要となる状況により、任用期間が異なります。具体的な任用期間は、相談のうえ決定します。
 - ※ なお、採用後の一定期間は、条件付採用期間（試用期間）になります。この試用期間中に、公務員としての能力や適性がないと判断された場合、採用が取り消されることがあります。

(5) 応募資格

- 18歳以上の方（高校生不可）
 - ※ なお、次のいずれかの資格要件に該当する方（有資格者）は報酬額が異なります。
 - ・ 保育士、教諭又は社会福祉士の資格を有する方
 - ・ 大学関連学部（心理・教育・社会・福祉・児童）の卒業生

※ ただし、次に掲げる事項（欠格事由）に該当する方は、応募できません。

【欠格事由】

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものの以外）は受験できません。

2 申込方法（応募方法）

所定の応募書類（申込書・勤務希望調査票）に必要事項を記入し、次により申し込んでください。

申込方法	申込期限（応募締切）	郵送先及び申込場所
郵送 又は 持参	随時受付 （本募集による申込書の使用は、令和8年3月31日まで） （持参の場合は、土曜・日曜・月曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで）	〒167-0051 杉並区荻窪 1-56-3 児童青少年センター（ゆう杉並）内 児童青少年課管理係 非常勤職員採用担当

- ※ 所定の応募書類（申込書・勤務希望調査票）は、児童館、児童青少年センター（ゆう杉並）、子ども・子育てプラザで配付しています。（杉並区公式ホームページからダウンロードすることもできます。この場合はプリンターでA4サイズの白紙に印刷して使用してください。）
- ※ 郵送で申し込む場合は、封筒の表に「アルバイト登録申込書在中」と赤字で明記してください。なお、郵便事故等（未到達等）については責任を負いません。
- ※ 応募書類は、採用・不採用の別に係わらず返却いたしません。（収集した個人情報（は、杉並区個人情報保護条例に基づき適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。）

3 選考方法

(1) 採用候補者名簿への登録

- 応募書類を受領した段階で登録となります。登録期間は、申込から1年間です。
- 登録が完了した旨の通知は行いません。あらかじめご了承ください。
- 採用予定数に達している場合など、選考の連絡ができないことがあります。（登録者は必ず採用されるわけではありません。）
- 原則として、登録期間終了後、登録の更新は行いません。継続して登録を希望する場合は、再度応募が必要です。

(2) 第一次選考（書類選考）

方 法	書類選考	所定の応募書類（申込書）により書類選考を行います。 ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用しません。
合格発表	欠員が生じた場合や新規採用が必要となったときに、書類選考のうえ、当該児童館等から合格者に連絡します。 ※ 任用期間・勤務日・勤務時間等の予定をお知らせします。勤務可能であれば、第二次選考を行います。 ※ 電話等での選考結果の問い合わせはご遠慮ください。	

(3) 第二次選考（面接）

方 法	個別面接	会計年度任用職員（臨時）として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
選考日 選考会場 合格発表	当該児童館等から連絡します。	

4 勤務条件等

(1) 報酬・手当

- **報酬は、時給制です。**
時給 1,525 円（令和 7 年 4 月 1 日現在の額）（地域手当に相当する報酬を含みます）
（有資格者は時給 1,609 円）
 - ※ 1 か月の勤務実績（勤務時間数、勤務日数等）により計算した総額を、翌月 15 日（土日・休日の場合は直前の平日）に支給します。
 - ※ 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- **通勤手当（通勤費）**を支給します。（上限 1 か月 55,000 円まで）
 ※ 通勤距離が 2 km 以上であること等の支給の要件があります。
- その他の手当はありません。
 ※ 勤務日数や勤務時間数等の勤務形態に応じて、期末手当が支給される場合がありますが、通常はありません。
- 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

(2) 勤務日・勤務時間

- **勤務日 週 1 日～週 5 日勤務**
 ※ 指定する日数になります。勤務する場所により異なります。
 ※ 具体的な勤務日数は、相談のうえ決定します。
- **勤務時間 1 日 2 時間～7 時間 45 分時間勤務（実働）**
 ※ 指定する時間になります。勤務する場所により異なります。
 ※ 指定する時間は、原則として、2 時間勤務、3 時間勤務、4 時間勤務、6 時間勤務、7 時間 45 分勤務のいずれかになります。
 ※ 勤務時間は、午前 8 時～午後 7 時 15 分の間でシフトを指定します。

(3) 休暇

- 通常、有給休暇はありません。
 ※ 勤務日数や勤務時間数等の勤務形態に応じて、年次有給休暇が付与される場合があります。

(4) 社会保険等

- 通常、社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険の適用はありません。
 ※ 勤務日数や勤務時間数等の勤務形態に応じて、適用になる場合があります。
 ※ 社会保険の適用外であっても、収入額により、扶養の範囲を超える場合があります。配偶者等の扶養になられている方は、ご自身で確認してください。
- 労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。

(5) 服務・人事評価等

- 会計年度任用職員は、地方公務員法の適用を受ける職員（地方公務員）として、常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。
- 杉並区の職務に支障のない範囲で、他の仕事との兼業・兼職（営利企業等への従事を含む）が可能です。

【参考】用語の解説

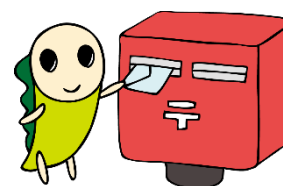
服務の宣誓	任用に当たり、「国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること」を宣誓すること。
法令及び上司の職務上の命令に従う義務	その職務を遂行するに当たっては、法令、条例および規則に従い、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないこと。
信用失墜行為の禁止	その職の信用を傷つけるような行為をしてはならないこと。
守秘義務	区長の許可をうけた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
職務専念義務	その職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこと。
政治的行為の制限	全体の奉仕者という性格から、地方公務員法の規定により政治的な行為については一定の制限が課せられること。 【制限の例示】 ○政党その他の政治的団体の結成に関与したり、それらの団体の役員になること。また、それらの団体の構成員となるように勧誘運動すること。 ○杉並区の区域の選挙で、特定の政党や候補者に投票をするよう（しないよう）に勧誘運動をしたり、署名運動を企画したり、寄附金その他の金品の募集に関与したりすること。 ○特定の政党や候補者を支持する（支持しない）ポスターや文書を児童館施設に掲示したり、掲示させたりすること。
人事評価	能力、実績に基づく人事管理の観点から人事評価を実施すること。
分限処分	職務遂行上著しい障害があった場合に、解雇などの処分がなされること。
懲戒処分	公金横領など職務上の違反行為や非行行為などがあった場合に、解雇などの処分がなされること。

5 問い合わせ先（応募先）**杉並区子ども家庭部児童青少年課管理係（非常勤職員採用担当）**

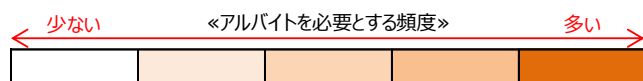
〒167-0051

杉並区荻窪 1-56-3 児童青少年センター（ゆう杉並）内

電話 03-3393-4760 F A X 03-3393-4714

杉並区公式ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp/>

【参考】児童館等でアルバイトが必要となる時期等について



通常

時間帯	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
8時台						
9時台						
10時台						
11時台						
12時台						
13時台						
14時台						
15時台						
16時台						
17時台						
18時台						
19時台						

小学校がない日（夏休み等の学校休業期間）

3月下旬～4月上旬、7月下旬～8月、12月下旬～1月上旬

時間帯	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
8時台						
9時台						
10時台						
11時台						
12時台						
13時台						
14時台						
15時台						
16時台						
17時台						
18時台						
19時台						